

平成 29 年度 第 8 回臨時総会 議事録

開催日時	平成 30 年 1 月 18 日 (木) 午後 1 時 15 分～午後 1 時 55 分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6 階 会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 久保田彦昭 竹内義昭 中島正根 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 以上 16 名
欠席委員	大野 哲 山崎茂盛 矢野 強 以上 3 名
事務局	吉良事務局長 岩崎次長 榮枝管理主幹 堀内係長 長澤主任 廣末主事 以上 6 名
議 題	議案第 1 号 平成 30 年農作業別標準賃金 (案) について 議案第 2 号 高知市移動農業委員会実施要領 (案) について 議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

開 会	会長職務代理者 久保壽美男が議長となり、開会を宣す。(午後1時15分)
議事録署名委員	議長が、加藤孝幸委員、松田環委員を指名する。
議 事 議 長 長澤主任	<p>それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議案第1号 農作業別標準賃金(案)について、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、議案第1号 平成30年農作業別標準賃金(案)について、説明させていただきます。</p> <p>農作業別標準賃金については、個人農家間で行う農作業受委託料金の目安として、地域の実態調査等を踏まえ、毎年設定をしているものです。</p> <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>まずBの列は、昨年末、推進委員の皆様にご調査いただきました、平成29年の実態調査の結果です。比較のため、A列に前回、平成28年の結果を掲載しています。個別の調査結果の数値は、平成29年度高知県最低賃金である1時間737円、1日5,896円を下回らないように補正しておりますため、B列の最低額、最高額が、最低賃金の額となっている箇所がございます。また平均の額につきましては3桁表示とし、額が1万円単位となる箇所は百円単位まで、千円単位は十円単位まで、百円以下は1円単位までの額としています。</p> <p>Cの列は、JA高知市高須農作業受託組合の平成29年の農作業賃金で、平成26年2月以降、額の変更はありません。</p> <p>Dの列は、南国農業機械銀行推進協議会の農作業受委託料金で、昨年12月25日に同協議会で協議され、1月9日に決定されたものです。こちらは平成28年以降、額の変更はありません。このDの列の額は、南国で決定された額を高知市の賃金表に合うよう単位を直して、消費税を掛けたものを記載しています。</p> <p>これらB・C・Dの平均金額を、Eの列に記載しています。このEの列と、その隣のFの列にあります、昨年、平成29年1月に決定いただきました賃金とを比較しまして、高い方の額を今回、平成30年の賃金(案)として、Gの列に記載しています。</p> <p>参考に、Hの列に、高知県農業会議の資料から、部分作業の受託料金の県平均、高</p>

<p>長澤主任</p>	<p>知市、南国市、土佐市、いの町など大都市通勤地帯周辺の平均を記載しています。ちなみに2ページ目に資料1として、同じ資料から、水稻作一般の作業受託料金の市町村ごとの額を記載しています。</p> <p>1ページにお戻りいただき、Gの列の今回の賃金(案)のうち、1番上と下の4つ、項目No.1と20以降については、これまでの農政部会での委員さんのご意見により、平均額ではなく幅をもたせた、下限と上限の額の記載としています。</p> <p>なお、真ん中付近の項目No.12「粉の運搬」の「イ 車の横付け不可能」な場合の加算額ですが、前回の賃金表では、「5,000円以内加算」としておりましたが、今回の実態調査でも、上限が4,000円、平均2,790円のため、前回同様の額では実態とかけ離れた額となるため、この部分については「4,000円以内加算」とさせていただきたいと思います。</p> <p>また、表の中でBの列とGの列の一部に網掛けをした箇所がございますが、これはそれぞれひとつ左のAとFの列とを比較して今回、額が上がった箇所です。</p> <p>3ページには、平成13年以降の高知市の「農作業別標準賃金の推移」を記載しております。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>西本委員</p>	<p>十円単位や1円単位で出すのですか。</p>
<p>長澤主任</p>	<p>百円単位や十円単位の額については1円単位となり、千円単位になると十円単位となります。昨年までと同じです。</p>
<p>西本委員</p>	<p>Cは平成29年であり、Dは平成30年であることは理解しましたが、平成29年と平成30年の平均を出すということに違和感がありますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。</p>
<p>長澤主任</p>	<p>高須受託組合と南国機械銀行からいただいている最新の額ですが、高須受託組合の方は毎年2月に決定しておりますので、平成29年2月に決定した最新のものをC欄に載せております。</p>

西本委員	<p>そのように比較をしてもいいと思いますが、農作業別標準賃金の決め方は比較論で協議しております。次から同じ年のものを比較すれば大体の流れが分かると思いますので、今年は仕方ないですが、そのようにしてほしいと思います。</p>
岩崎次長	<p>それぞれの機関の事情があると思います。先程、長澤の方から説明しましたように高須農作業受託組合は毎年2月に協議をして決定しており、前回に西本委員から指摘があったように、これは平成30年のものですので、その手前に審議をして公表するのが一番いいのですが、D欄の平成30年南国農業機械銀行推進協議会の農作業受委託料金の決定は正規な形で資料を積み上げてやっており、その賃金を参考にしながら決めている部分もあります。それぞれの機関の事情に合わせた形での比較にはなりますが、協議をしていただくこととなりますので、ご理解をいただければと思います。</p>
西本委員	<p>1月に出すという約束をしているので、間に合わないという事情は分かりますが、JA高須農作業受託組合も南国農業機械銀行も同じ平成30年で比較すればいいと思います。年の違うものを比較するのはおかしいと思います。いずれにしても南国市の設定の場合は、何馬力のトラクターを何年使って償却がこれぐらい、糞摺り機の性能や小屋の償却を含めて細かく計算されて、積算されて出されていると思います。私は年がどうしても引っ掛かります。JA高須の場合も前年と比較して今年を出そうということだと思えます。高知市のものを見て検討するかもしれませんが、今年については異議はありませんので、次年からそのようにしてほしいと思います。農業者が年の当初に計画を立てる時に、1月に決まるより年末に決まった方がいいです。来年は同じ年でやってほしいです。年末になぜできないのかを聞くと、南国市からもらっている資料が届かないからできないというのはどうかと思い、そのようにしたらどうかという私の意見です。</p>
岩崎次長	<p>その場合は2通りの審議になると思います。JA高須農作業受託組合が毎年2月に協議をするということですので、平成30年の賃金がすべて揃うのは、それから後になります。そのため今日の臨時総会の日を変更するか、今回の会で賃金を決めてJA高須農作業受託組合の賃金が出た時に修正が必要な場合は修正をするかのいずれかの形になると思います。</p>

西本委員	私は修正する必要はないと思います。
岩崎次長	平成 30 年を比べるのであれば 2 月以降になります。
西本委員	実態調査も去年と比較をして出すのも違和感があります。同じ年のもので取り扱わないと比較する時に時差が生じます。
吉良事務局長	平成 30 年の賃金を決める時は、まだ平成 30 年になっていないので、それを決めるための資料としては平成 29 年のものとなります。平成 29 年はこのように決まったので、平成 30 年もそのように決めようということです。JA 高須農作業受託組合が平成 30 年でないのは、平成 29 年を 2 月にこの賃金でいこうと決めたことであって、その後の実態は反映しておりません。南国農業機械銀行は、平成 29 年に実際に決めた金額を基にして平成 30 年を決めております。そういった意味では、平成 29 年に使うべく示された額と使われて実際に実態調査をした額ということであり、平成 29 年という意味では変わらないと思います。平成 30 年ということになると先ほど次長が言ったように、どちらにするのかということになります。平成 29 年の賃金を決めるのに平成 29 年の額を使うのなら、南国農業機械銀行の額も平成 29 年にしないとはいけません。実態を踏まえた金額があるのに年を揃えて比較をするのはどうかという問題も出てきますので、考え方として平成 29 年の指標として示された額と平成 29 年に実態としてあった額を基にして決めた額で、それを参考に高知市の標準賃金を決めるということでしょうか。できるだけ早くということもあり、最新の情報ですることになると、考え方としてそのように決めていただくか、2 月まで待っていただくしかありません。
西本委員	南国農業機械銀行のように年を跨がずに出すのがいいと思います。農業の場合は 12 月から 1 月に掛けて申告をしているので、計画を立てる時も 12 月から 1 月に立てていると思いますので、年末に出せば次の年の計画を立てることができるからいいのではないかという考えです。
吉良事務局長	運営委員会などで方針を決めていただかないといけません。12 月末までに出すと

吉良事務局長	<p>したらD欄の南国農業機械銀行のものが平成 29 年に決めた額となって実態を踏まえない額を出したうえで高知市の賃金を決めることとなります。実態を踏まえているのは実態調査をした額だけであって、そうすると高須と南国は平成 29 年に示された額という意味では年が合うようになるから年末までに出すのがいいのか、1月を過ぎると南国農業機械銀行の最新の資料ができるからそれを踏まえて今の時期にした方がいいのかは論議の余地があると思います。</p>
西本委員	<p>前も私は話をしましたが、他の所の資料が間に合わないので、年内に出すことはできないということでしたが、掘り下げてみるといくらでもズレがあると思います。実態としては平成 30 年のものが出ていて素晴らしいという考え方もあります。</p>
中島委員	<p>南国農業機械銀行は原価をはじき出しているの、「どこを参考にしたらいいだろう」となった時に、固定経費と流動経費を上手くやっているの、基本になると思います。JA 高須農作業受託組合は高知市の金額より安いとアンバランスというか、疑問に思います。高知市は農協にライスセンターがありますので、整合性の取れた状態にある程度やっておいた方がいいと思います。</p>
竹内委員	<p>この賃金ピッタリでやっているわけではないですよ。</p>
中島委員	<p>これが基本になるようです。</p>
竹内委員	<p>やる人とやってもらう人の話し合いで決めるので、きっちりと出すのは無理だと思います。</p>
西本委員	<p>参考とするのは分かりますが、南国市は 30 年以上前に普及所と農業委員会で、耕作面積がいくらで、コンバインがどれくらいの稼働率なのかを出しており、しっかりとした根拠があります。単価として決めるに当たって、そのようなことに基づいて出しているのが南国市であり、他の所は比較論と私は考えているので、気になります。</p>
長澤主任	<p>今までの作業で言いますと、高知市の委員に調査をしていただいた結果と高須と南</p>

長澤主任	国市を平均するのは、高須しかない金額もあり、南国市しかない金額もあり、金額を出すうえでは3つを比較して平均を出すのは、標準的な金額を出すということでは意味があると思います。
廣井委員	CとDの年が違うことが気になるのであれば、平成29年とすればどうでしょうか。
吉良事務局長	平成30年として使う額としているけど、平成29年の結果を踏まえた額にしたかどうかということですね。そこも踏まえてどうするべきなのか検討しなければならないと思います。
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。
	続きまして、議案第2号 高知市移動農業委員会実施要領（案）について、事務局より説明願います。
岩崎次長	議案第2号 高知市移動農業委員会実施要領（案）についてご説明いたします。 この要領は、農業委員会前会長から引継ぎのありました「移動農業委員会の継続実施」に定めるものでありまして、事前に農業委員会の方針案として事前審査会でお示ししていました。その方針案に委員からの意見等を加えまして、今回この要領を制定するものです。 この要領の目的は、第1条に規定しておりますように、移動農業委員会の実施を通じまして、農業者が抱える課題等の解消に役立てるとともに、地域農業の振興に資す

<p>岩崎次長</p>	<p>ることとしております。</p> <p>また、次の第2条に規定しております参加対象者等につきましては、農地利用最適化推進委員が担当する区域内で農業を営営する者や農業を新たに始めようとする者、又は農業関係機関・団体等の関係者を対象としております。</p> <p>会の実施にあたりましては、第3条に規定します各号の事項によって行うこととし、会は推進委員の担当区域を単位として行い、複数の担当区域をまとめて合同で行うこともできるとしております。また、会は年1回以上の開催とし、担当区域の農業委員及び推進委員が協力して委員会が主催して行うこととし、会には会長又は会長職務代理者のいずれかの者が出席し、出席できない場合には会長が農業委員の中から代理人を指名し、その者が会長に代わって出席することとしております。</p> <p>続いて、会の内容等につきましては、第4条に規定し、農業に関する事業等で参加対象者の関心の高い事項を中心に、担当区域の農業委員と推進委員が話し合って決めることとしております。この会に要する経費については第5条に、また広報等につきましては第6条に規定しており、同条第2項には、会の参加者から出された要望や意見を委員会の政策提言として集約し、農業委員会はその実現に向けて取組んでいくとしております。また最後に、その他で、この規約以外で実施にあたって必要な事項は会長が定めることとしております。</p> <p>なお、この要領案につきまして当総会で可決いただいたときは、本要領を本年2月1日から施行し、2月から予定されております移動農業委員会はこの規定に基づいて行っていくこととなります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>このような要領は今までにありませんでしたか。</p>
<p>岩崎次長</p>	<p>作ってなくて、移動農業委員会は、これまでの目的や歴史もあって続けてきた経緯もあることから、前会長からも続けてもらいたいという引継ぎがありました。規定を定めてやるのが続けていくことにもなるので、前会長からは作ってもらいたいということを口頭でいただいております。</p>

加藤委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。
長澤主任	<p>続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から、相続または遺贈により農地を取得して相続人が農業を営む場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。税務署への申告の際、提出を求められるのが適格者証明書です。今回3件の適格者証明願が提出されました。</p> <p>案件1についてご説明いたします。</p> <p>議案書1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、被相続人が平成29年1月に亡くなられたことにより、五台山の計15筆、8,797.30㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>案件2についてご説明いたします。</p> <p>議案書4ページから5ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、被相続人が平成29年3月に亡くなられたことにより、一宮の計8筆、2,888.02㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>案件3についてご説明いたします。</p>

長澤主任	<p>議案書 6 ページから 7 ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、被相続人が平成 29 年 5 月に亡くなられたことにより、高須の計 1 筆、1,592.00 m²の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>以上 3 件です。この案件につきまして、地元の推進委員さんと現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認したうえで、案件 1 と 2 につきましては、申請人に適格者証明書を交付済となっております。また案件 3 についても交付したいと思いますので、追認と承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり追認及び承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり追認及び承認することといたします。</p> <p>続いて、事務局より報告事項を堀内係長よりお願いいたします。</p>
堀内係長	<p>— 農業経営改善計画の認定について 報告 —</p> <p>— 青年等就農計画の認定について 報告 —</p>
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、事務局より事務連絡があります。
堀内係長	— 視察研修について 報告 —

議長	何かございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	それでは、以上をもちまして第8回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後1時55分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月5日

議長 久保 孝美

議事録署名委員 加藤 孝幸

議事録署名委員 松田 環

議事録作成者 廣末 翔太